

定 款

一 般
社 団 法 人

淀川労働基準協会

一般社団法人 淀川労働基準協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人淀川労働基準協会(以下、「当協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を、大阪市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規を普及推進し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止のための労働安全衛生法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事項
 - (2) 労働者の福祉の向上のための労働基準法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事項
 - (3) 上記の目的を達成するための労働基準法、労働安全衛生法等の正しい知識の普及啓発に関する事項
 - (4) 関係図書、安全衛生用品等の斡旋に関する事項
 - (5) その他、前各号に掲げる事業に関連する事項
2. 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 当協会の会員は、淀川労働基準監督署の管轄区域内における労働基準法の適用されている事業場又は事務所(以下、適用事業場という)とする。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、会長が定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上納入しないとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員である団体が解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事である会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

3. 総会員の議決権の6分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 会長及びその会議に出席した会員から選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3. 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人

- が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長及び副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、当協会の業務を執行する。
4. 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利、義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、事務局の業務を兼務する常勤の役員である専務理事については、総会において別に定める「役員報酬・退職金に関する規程」により、給与及び退職金を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当協会に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(種類及び開催)

第30条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 定例理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があつたとき
 - (3) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
 - (4) 監事から会長に対し、理事会の招集の請求があつたとき
 - (5) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会

(部会)

第33条 当協会に第4条の事業を行うに必要な事務を処理するため、労務部会、安全部会、衛生部会を置く。

2. 前項の部会の業務内容及びその運営については、理事会の権限を奪うことがない範囲で、理事会の承認を得て、会長が定める。

第8章 支部

(設置等)

第34条 当協会は、事業の円滑な運営を図るため、必要のある場合は支部を置くことができる。

2. 支部の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第36条 当協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2. 第1項の事業計画書及び収支計算書については、直近の総会に報告する。

(事業報告及び決算)

第37条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第38条 当協会の事務を処理するための事務局を置く。

2. 事務局には職員を若干名を置く。
3. 事務局の運営に関する必要な規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第41条 当協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当協会の公告は、当協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は北谷竹夫、宮城秀明、二口正紹、川畑裕一、赤坂充一、梁島一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。